

MY企業年金通信

区分	DB	DC	その他
内容	法令等	制度 運用	その他
必須ご対応事項(※)	あり		なし

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴うDBへの影響② (ポータビリティの拡充(DC(企業型・個人型)からDB))

< ※MY企業年金通信「No.2017-07」の詳細版② >

※当資料での略号

確定給付企業年金＝DB、確定拠出年金＝DC

企業年金連合会＝企年連、国民年金基金連合会＝国基連

確定給付企業年金法施行令＝DB令

確定給付企業年金法施行規則＝DB規則

確定拠出年金法施行規則＝DC規則

通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」

(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)＝承認認可通知

通知「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について」

(平成17年7月5日年企発第0705001号)＝年金通算措置事務取扱準則

2018年7月

- ◆働き方の多様化(転職等)をふまえた、老後の年金確保等に向け、DC法が改正され、順次施行されました
- ◆これにより、DBで従来、一時金受給していた部分が、年金受給につなげ易くなりました

■DC法等の一部改正に伴うDBへの影響 (今回の資料は赤枠部分です)

根拠	内容	施行日	対応	概要	主な対応事項	記載ページ	
DC法等の一部を改正する法律(2016年6月3日公布)	脱退一時金相当額の移換可能対象者拡大	DB→DC等	2018年5月1日	必須	・脱退一時金相当額を他のDB、DC、企業連に移換可能な者の範囲を脱退一時金の受給要件のある加入者資格を喪失した者全員に拡大	・DB規約を変更 ・対象者への案内文書の改定	詳細版① 2～18
	移換申出可能期間の延長		2016年7月1日	必須	・移換申出可能期間の要件につき「移換先の加入者資格取得後3カ月以内」を廃止し「移換元の資格喪失後1年以内」のみへ	・DB規約を変更 ・対象者への案内文書の改定	詳細版① 20～24
	DBからDCへ積立金を移換する場合の同意要件の緩和		2016年7月1日	同意取得時に必須	・DC非移換者の2分の1以上の同意を全体から各事業所へ ・DC非移換事業所の掛金が増加しない場合、当該事業所の加入者同意は不要	・DC非移換者の2分の1以上の同意を各事業所で判定	詳細版① 25～29
	ポータビリティの拡充	DB←DC	2018年5月1日	任意	・DCの個人別管理資産をDBで受換可能(※移換元DCを特定の企業型に限定することも可能)	・DB規約を変更 ・受換可能な加入者に、移換に関する必要事項を説明等	2～15
	実施事業所の減少の特例	DB	2016年7月1日	任意	・DB継続困難な事業所を、当該事業主・労働組合等の同意なしに、厚生労働大臣の承認・認可を得て、減少させることが可能(実施事業所の減少の“特例”を新設)	・DB規約を変更 ・厚生労働大臣の承認・認可	17～23
	権利義務移転・承継に係る手続きの緩和	DB⇔DB	2016年7月1日	任意	・権利義務の移転・承継を行う加入者等の同意を得た場合には、厚生労働大臣の承認・認可なしに、当該同意を得た加入者等の権利義務の移転・承継が可能	・DB規約を変更 ・権利義務の移転・承継の対象となる加入者等の同意	24～29
	ポータビリティの拡充	DB・DC⇔中退共	2018年5月1日	任意	・合併等の場合、企業年金(DB・DC)と中退共の相互の資金移換が可能	・DB規約を変更 ・加入者の同意等	-

◆法令改正により、DC(企業型・個人型)の個人別管理資産をDBで受換可能となりました

◆DCからDBへのポータビリティ実施の場合は、以下の対応が必要です

- (1)DB規約の変更
- (2)対象者への説明(ポータビリティの説明)
- (3)受換加入者への個人別管理資産の算定の基礎となった期間の確認
- (4)受換加入者への給付支給時の通知

(1)DB規約の変更

- ・DCからDBへのポータビリティを実施するためには、DB規約の変更(条項の追加)が必要
- ・追加条項は「確定拠出年金からの個人別管理資産の移換」、「受換者に係る加入者期間の取扱い」、「受換者に一時金として支給する老齢給付金の額・遺族給付金の額、受換者に係る脱退一時金の額の取扱い」、「個別管理資産の支給の特例」、「受換者となることができる加入者への説明義務」等

(2)対象者への説明(ポータビリティの説明)

- ・個人別管理資産の受換が可能なDB加入者に対して、DB給付や個人別管理資産の移換に関して必要事項を説明

(3)受換加入者への個人別管理資産の算定の基礎となった期間の確認

- ・移換元から個人別管理資産の算定の基礎となった期間の(開始日・終了日ではなく)開始月・終了月の提出を受ける場合は、受換加入者に開始日・終了日の確認が必要

(4)受換加入者への給付支給時の通知

- ・給付支給時には、個人別管理資産の受換年月日、額、DB加入者期間に算入される期間を通知書を送付して通知

ポータビリティの拡充(DCからDB)(平成30年5月1日施行)

○ DC(企業型・個人型)の個人別管理資産をDBで受換することが可能(注1)

DB規約にDCの個人別管理資産の受換ができる旨を定めればDBでの受換が可能です

改正後				改正前			
移換先 移換元	DB	企業型DC	個人型DC	移換先 移換元	DB	企業型DC	個人型DC
DB	○(注2)	○	○	DB	○(注2)	○	○
企業型DC	○(注3)	○	○	企業型DC	×	○	○
個人型DC	○(注3)	○	—	個人型DC	×	○	—

(注1)DCの個人別管理資産の受換は、DBの新規加入者のみならず既存加入者も可

(注2)DB規約に脱退一時金相当額の受換ができる旨が規定されている場合に限る

(注3)DB規約に個人別管理資産の受換ができる旨が規定されている場合に限る(DB規約には次の事項を規定)

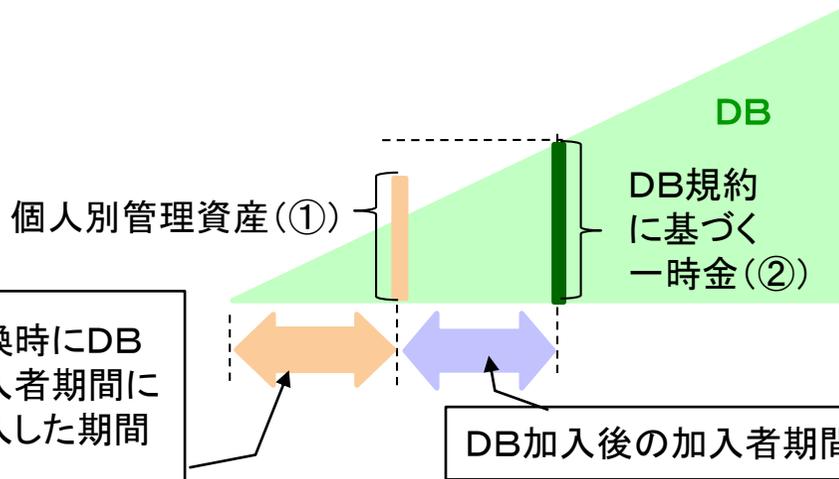
- ・個人別管理資産を受換する(移換を受ける)こと(移換元特定か、包括的か)
- ・個人別管理資産の算定の基礎となった期間(移換元の期間)のDB加入者期間への算入方法(上限は移換元の期間)
- ・一時金の額はDB規約に基づく給付と個人別管理資産の高い方とすること
- ・DB規約に基づく脱退一時金がない場合でも個人別管理資産を支給すること

【参考】・個人型DC加入者がDBに個人別管理資産を移換する場合、引き続き個人型DC加入者となる旨の申出がない限り、DBの加入者資格を取得した日に個人型DC加入者の資格を喪失

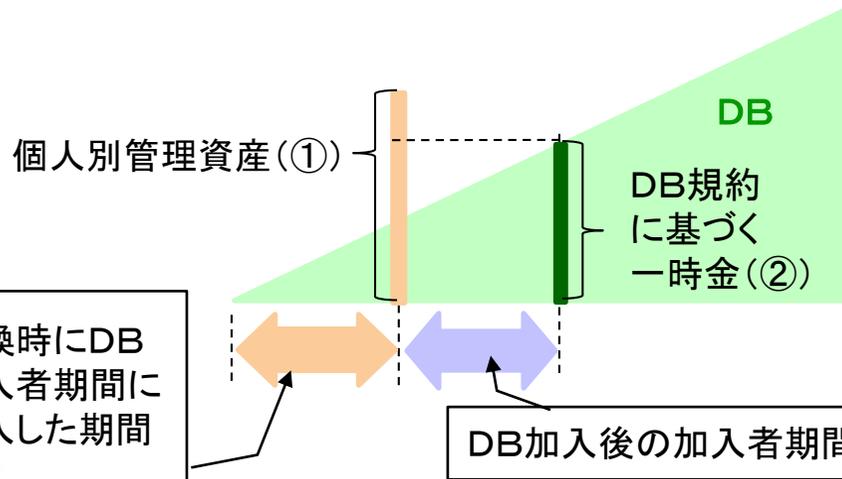
・個人別管理資産に含まれる本人拠出相当額は、DBの本人拠出相当額(給付時非課税)と異なり、給付時課税

○ 給付額は「DCから受換した個人別管理資産」と「DB規約に基づく一時金額」の大きい方となります

【ケースA】 ①<②の場合
 …給付時の一時金額は②



【ケースB】 ①>②の場合
 …給付時の一時金額は①



- (注) 受換時にDB加入者期間に算入した期間は、DC加入者期間の全部又は一部とすること
 なお、DC加入者期間の一部とする場合は、以下の要件を満たす算定方法によらなければならない
- ・DB規約に照らして算定した期間(ただし、DC加入者期間が上限)とすること
 - ・不算入とする場合は、DBの加入者であった期間が1年未満である者に限り、その旨をDB規約に定めること
 - ・不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であること

個人別管理資産を本制度の給付に加算する場合 (新設)

第2節 脱退一時金相当額等の受換

(確定拠出年金からの個人別管理資産の移換)

第〇〇条の2 本制度の資産管理運用機関は、企業型年金加入者であった者〔別表第〇に掲げる〕^(注1)企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。〔又は個人型年金に個人別管理資産がある者〕^(注2)が、本制度の加入者の資格を取得した場合であって、当該企業型年金の資産管理機関〔又は国民年金基金連合会〕^(注2)に本制度の資産管理運用機関への個人別管理資産の移換を申し出たときは、当該企業型年金の資産管理機関〔又は国民年金基金連合会〕^(注2)から当該申出に係る個人別管理資産の移換を受ける。

2 本制度の事業主は、その資産管理運用機関が前項の規定により個人別管理資産の移換を受けた場合は、当該移換金を原資として、前項の移換申出を行った者に対し、第10条^(注3)各号に掲げる給付の支給を行う。

(受換者に係る加入者期間の取扱い)

第〇〇条の3 前条第1項の規定により、確定拠出年金から本制度の資産管理運用機関に個人別管理資産が移換された者(以下「受換者」という。)に係る加入者期間は、第6条^(注4)の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間(以下この章において「本制度に係る加入者期間」という。)と、当該個人別管理資産の算定の基礎となった期間とを合算した期間とする。ただし、給付の額の算定の基礎となる加入者期間については、この限りでない。

(受換者に係る年金月額取扱い)

第〇〇条の4 受換者に係る老齢給付金の月額は、第22条^(注5)の規定にかかわらず、本制度に係る加入者期間を算定の基礎として同条の規定により算定した額に、当該受換者に係る個人別管理資産を別表第〇に定める率で除して得た額を加算した額とする。

(注1) 全ての企業型年金から個人別管理資産の移換を受けるのではなく、一部の企業型年金から個人別管理資産の移換を受ける場合に必要別表第〇には、企業型年金について、事業主(複数の事業主が共同して企業型年金を実施する場合には、制度に係る事務を取り扱う事業主)の名称及び承認番号を明記する

(注2) DC法第74条の4第2項の規定に基づき、個人型年金から個人別管理資産を受ける場合に必要

(注3) 給付の種類を規定している条数

(注4) 加入者期間を規定している条数

(注5) 老齢給付金の年金月額を規定している条数

(1)–2 法令改正に伴うDB規約例(規約型の例)

個人別管理資産を本制度の給付に加算する場合 (新設)

(受換者に一時金として支給する老齢給付金の額の取扱い)

第〇〇条の5 受換者に一時金(年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)として支給する老齢給付金の額は、第24条^(注1)の規定にかかわらず、本制度に係る加入者期間を算定の基礎として同条第3項^(注2)の規定により算定した額に、当該受換者に係る個人別管理資産を加算した額とする。

(個人別管理資産の支給の特例)

第〇〇条の6 受換者が本制度の加入者の資格を喪失した場合(死亡により加入者の資格を喪失した場合を除く。)において、当該受換者が、第26条^(注3)に規定する脱退一時金を受けるための要件を満たさない場合にあっては、同条の規定にかかわらず、当該受換者に対してその者に係る個人別管理資産を支給する。

(受換者に係る脱退一時金の額の取扱い)

第〇〇条の7 受換者に支給する脱退一時金の額は、第27条^(注4)の規定にかかわらず、本制度に係る加入者期間を算定の基礎として同条の規定により算定した額に、当該受換者に係る個人別管理資産を加算した額とする。

(受換者に対して一時金として支給する遺族給付金の額の取扱い)

第〇〇条の8 受換者の遺族に一時金として支給する遺族給付金の額は、第36条^(注5)の規定にかかわらず、本制度に係る加入者期間を算定の基礎として同条の規定により算定した額に、当該受換者に係る個人別管理資産を加算した額とする。

2 受換者の遺族に年金に代えて一時金(年金として支給する遺族給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)として支給する遺族給付金の額は、第37条第2項^(注6)の規定にかかわらず、本制度に係る加入者期間を算定の基礎として同条同項の規定により算定した額に、当該受換者に係る個人別管理資産を加算した額とする。

(受換者となることができる加入者への事業主の説明義務)

第〇〇条の9 事業主は、本制度の加入者の資格を取得した者が受換者となることができるものであるときは、当該加入者の資格を取得した者に係る本制度の給付に関する事項その他個人別管理資産の移換に関して必要な事項を説明しなければならない。

(注1)一時金として支給する老齢給付金を規定している条数

(注3)脱退一時金の支給要件及び支給の方法を規定している条数

(注5)遺族給付金の額を規定している条数

(注2)一時金として支給する老齢給付金の額を算定方法を規定している項数

(注4)脱退一時金の一時金額を規定している条数

(注6)遺族給付金について、年金に代えて支給する一時金を規定している項数

個人別管理資産をキャッシュバランス制度の仮想個人勘定残高とする場合 (新設)

第2節 脱退一時金相当額等の受換

(確定拠出年金からの個人別管理資産の移換)

第〇〇条の2 本制度の資産管理運用機関は、企業型年金加入者であった者〔別表第〇に掲げる〕^(注1)企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。〔又は個人型年金に個人別管理資産がある者〕^(注2)が、本制度の加入者の資格を取得した場合であって、当該企業型年金の資産管理機関〔又は国民年金基金連合会〕^(注2)に本制度の資産管理運用機関への個人別管理資産の移換を申し出たときは、当該企業型年金の資産管理機関〔又は国民年金基金連合会〕^(注2)から当該申出に係る個人別管理資産の移換を受ける。

2 本制度の事業主は、その資産管理運用機関が前項の規定により個人別管理資産の移換を受けた場合は、当該移換金を原資として、前項の移換申出を行った者に対し、第10条^(注3)各号に掲げる給付の支給を行う。

(受換者に係る加入者期間の取扱い)

第〇〇条の3 前条第1項の規定により、確定拠出年金から本制度の資産管理運用機関に個人別管理資産が移換された者(以下「受換者」という。)に係る加入者期間は、第6条^(注4)の規定にかかわらず、同条の規定により算定した加入者期間(以下この章において「本制度に係る加入者期間」という。)と、当該個人別管理資産の算定の基礎となった期間とを合算した期間とする。ただし、給付の額の算定の基礎となる加入者期間については、この限りでない。

(受換者に係る仮想個人勘定残高の取扱い)

第〇〇条の4 本制度の資産管理運用機関が個人別管理資産の移換を受けたときの受換者に係る仮想個人勘定残高は、第8条^(注5)第1項の規定にかかわらず、当該受換者に係る個人別管理資産を本制度の加入者の資格を取得した日前の仮想個人勘定残高として付与するものとする。この場合において、本制度の加入者の資格を取得した日から直後に到来する事業年度末日までの本制度に係る加入者期間における同条同項第2号の利息相当額については、「直前XX月末日時点の」とあるのを「本制度の加入者の資格を取得した日前に付与された」と読み替えて算定するものとする。

(注1)全ての企業型年金から個人別管理資産の移換を受けるのではなく、一部の企業型年金から個人別管理資産の移換を受ける場合に必要
別表第〇には、企業型年金について、事業主(複数の事業主が共同して企業型年金を実施する場合には、制度に係る事務を取り扱う事業主)の名称及び承認番号を明記する

(注2)DC法第74条の4第2項の規定に基づき、個人型年金から個人別管理資産を受ける場合に必要

(注3)給付の種類を規定している条数

(注4)加入者期間を規定している条数

(注5)仮想個人勘定残高を規定している条数

個人別管理資産をキャッシュバランス制度の仮想個人勘定残高とする場合 (新設)

(受換者に一時金として支給する老齢給付金の額の取扱い)

第〇〇条の5 受換者に一時金(年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)として支給する老齢給付金の額は、この規約の規定により算定した額又は当該受換者に係る個人別管理資産のいずれか高い額とする。

(個人別管理資産の支給の特例)

第〇〇条の6 受換者が本制度の加入者の資格を喪失した場合(死亡により加入者の資格を喪失した場合を除く。)において、当該受換者が、第26条^(注)に規定する脱退一時金を受けるための要件を満たさない場合にあっては、同条の規定にかかわらず、当該受換者に対してその者に係る個人別管理資産を支給する。

(受換者に係る脱退一時金の額の取扱い)

第〇〇条の7 受換者に支給する脱退一時金の額は、この規約の規定により算定した額又は当該受換者に係る個人別管理資産のいずれか高い額とする。

(受換者に対して一時金として支給する遺族給付金の額の取扱い)

第〇〇条の8 受換者の遺族に一時金として支給する遺族給付金の額は、この規約の規定により算定した額又は当該受換者に係る個人別管理資産のいずれか高い額とする。

2 受換者の遺族に年金に代えて一時金(年金として支給する遺族給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)として支給する遺族給付金の額は、この規約の規定により算定した額又は当該受換者に係る個人別管理資産のいずれか高い額とする。

(受換者となることができる加入者への事業主の説明義務)

第〇〇条の9 事業主は、本制度の加入者の資格を取得した者が受換者となることができるものであるときは、当該加入者の資格を取得した者に係る本制度の給付に関する事項その他個人別管理資産の移換に関して必要な事項を説明しなければならない。

(注)脱退一時金の支給要件及び支給の方法を規定している条数

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
DB法 第82条の5	<p>DCからDBへの資産の移換（新設）</p> <p>事業主等は、その資産管理運用機関等がDC法第54条の4第2項若しくは第74条の4第2項の規定によりこれらの項に規定する個人別管理資産の移換を受けた場合は、これらの金額を原資として、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該加入者に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。</p> <p>2 事業主等は、前項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなったときは、その旨を当該加入者に通知しなければならない。</p>
【参考】 DC法 第54条の4	<p>DBの加入者となった者の個人別管理資産の移換（新設）</p> <p>企業型年金の企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）は、DBの加入者の資格を取得した場合であって、当該DBの規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該企業型年金の資産管理機関にその個人別管理資産の移換を申し出ることができる。^{（注）}</p> <p>2 企業型年金の資産管理機関は、前項の規定による申出があったときは、当該DBの資産管理運用機関等に当該申出をした者の個人別管理資産を移換するものとする。</p>
【参考】 DC法 第74条の4	<p>DBの加入者となった者の個人別管理資産の移換（新設）</p> <p>個人型年金に個人別管理資産がある者は、DBの加入者の資格を取得した場合であって、当該DBの規約において、あらかじめ、国基連からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、国基連にその個人別管理資産の移換を申し出ることができる。^{（注）}</p> <p>2 国基連は、前項の規定による申出があったときは、当該DBの資産管理運用機関等に当該申出をした者の個人別管理資産を移換するものとする。</p>

（注）DCの個人別管理資産の受換は、DBの新規加入者のみならず既存加入者も可

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容					
DB令 第2条 （赤字が改正部分）	規約型企業年金の規約で定めるその他の事項 <table border="1" data-bbox="337 268 2034 571"> <thead> <tr> <th data-bbox="337 268 1189 325">改正後</th> <th data-bbox="1189 268 2034 325">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="337 325 1189 571"> DB法第4条第9号の政令で定める事項は、次のとおりとする。 四 DB法の規定に基づき、当該DBの資産管理運用機関等が脱退一時金相当額、積立金、個人別管理資産額の移換を受ける場合にあつては、当該脱退一時金相当額、積立金、個人別管理資産額の移換に関する事項 </td> <td data-bbox="1189 325 2034 571"> DB法第4条第9号の政令で定める事項は、次のとおりとする。 四 DB法の規定に基づき、当該DBの資産管理運用機関等が脱退一時金相当額、積立金 の移換を受ける場合にあつては、当該脱退一時金相当額、積立金の移換に関する事項 </td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	DB法第4条第9号の政令で定める事項は、次のとおりとする。 四 DB法の規定に基づき、当該DBの資産管理運用機関等が脱退一時金相当額、積立金、 個人別管理資産額 の移換を受ける場合にあつては、当該脱退一時金相当額、積立金、 個人別管理資産額 の移換に関する事項	DB法第4条第9号の政令で定める事項は、次のとおりとする。 四 DB法の規定に基づき、当該DBの資産管理運用機関等が脱退一時金相当額、積立金 の移換 を受ける場合にあつては、当該脱退一時金相当額、積立金の移換に関する事項
改正後	改正前					
DB法第4条第9号の政令で定める事項は、次のとおりとする。 四 DB法の規定に基づき、当該DBの資産管理運用機関等が脱退一時金相当額、積立金、 個人別管理資産額 の移換を受ける場合にあつては、当該脱退一時金相当額、積立金、 個人別管理資産額 の移換に関する事項	DB法第4条第9号の政令で定める事項は、次のとおりとする。 四 DB法の規定に基づき、当該DBの資産管理運用機関等が脱退一時金相当額、積立金 の移換 を受ける場合にあつては、当該脱退一時金相当額、積立金の移換に関する事項					
【参考】 第5条	企業年金基金の規約で定めるその他の事項 DB法第11条第7号の政令で定める事項は、次のとおりとする。 四 第2条第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項					
第54条の9	DCからの資産の移換の基準（ 新設 ） DB法第82条の5第1項の政令で定める基準は、同項の移換を受けた額の算定の基準となった期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者に係る加入者期間に算入するものであることとする。					
DB規則 第32条の2 （赤字が改正部分）	脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付 <table border="1" data-bbox="337 936 2034 1309"> <thead> <tr> <th data-bbox="337 936 1189 993">改正後</th> <th data-bbox="1189 936 2034 993">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="337 993 1189 1309"> 資産管理運用機関等がDB法の規定により脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、個人別管理資産、積立金の総称）の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金（年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。）の額は、当該DBの規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合は調整率等を乗じた額）のいずれか高い額とする。 </td> <td data-bbox="1189 993 2034 1309"> 資産管理運用機関等がDB法の規定により脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額 、積立金の総称）の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金（年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。）の額は、当該DBの規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合は調整率等を乗じた額）のいずれか高い額とする。 </td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	資産管理運用機関等がDB法の規定により脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、 個人別管理資産 、積立金の総称）の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金（年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。）の額は、当該DBの規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合は調整率等を乗じた額）のいずれか高い額とする。	資産管理運用機関等がDB法の規定により脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額 、積立金の総称 ）の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金（年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。）の額は、当該DBの規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合は調整率等を乗じた額）のいずれか高い額とする。
改正後	改正前					
資産管理運用機関等がDB法の規定により脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、 個人別管理資産 、積立金の総称）の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金（年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。）の額は、当該DBの規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合は調整率等を乗じた額）のいずれか高い額とする。	資産管理運用機関等がDB法の規定により脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額 、積立金の総称 ）の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金（年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。）の額は、当該DBの規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額（リスク分担型企業年金の場合は調整率等を乗じた額）のいずれか高い額とする。					

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
DB規則【参考】第32条の3	<p>脱退一時金相当額の支給の特例</p> <p>資産管理運用機関等が移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者がDB法第27条第2号から第5号までのいずれかに該当することとなった場合において、当該者がDB法第41条第1項の脱退一時金を受けるための要件を満たさない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、事業主等は、当該者に対して資産管理運用機関等が移換を受けた脱退一時金相当額等の額(リスク分担型企業年金の場合は調整率等を乗じた額)を支給しなければならない。</p>
第96条の10	<p>他制度の資産の算定の基礎となった期間の一部を合算する場合における算定方法(新設)</p> <p>DB令第54条の9の規定によりDCから資産の移換を受けた額の算定の基礎となった期間の一部を、当該加入者に係るDBの加入者期間に算入するときは、次に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 DBの規約に照らして当該移換を受けた額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が移換を受けた額の算定の基礎となった期間を超える場合にあっては、当該算定の基礎となった期間とすること。 二 当該移換を受けた額の算定の基礎となった期間を算入しないこととする場合にあっては、DBの加入者であった期間が1年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。 三 その他当該加入者について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。
第96条の12	<p>個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務(新設)</p> <p>事業主等は、当該DBの加入者の資格を取得した者が、DC法第54条の4又は第74条の4の規定により当該DBの資産管理運用機関等に個人別管理資産を移換することができるものであるときは、当該加入者の資格を取得した者に係る当該DBの給付に関する事項その他個人別管理資産の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。</p>
第96条の13	<p>個人別管理資産の移換を受けた旨の通知(新設)</p> <p>DB法第82条の5第2項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書を当該加入者に送付することによって行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 DBの資産管理運用機関等が個人別管理資産の移換を受けた年月日及びその額 二 DB令第54条の9の規定によりDBの加入者期間に算入される期間

(注)DB規則第32条の3は、DB規則第32条の2で定義された脱退一時金相当額等を引用しているため、条文の改正なしに脱退一時金の支給要件がない場合には個人別管理資産を支給しなければならないこととなります。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
承認認可通知別紙1 3-11 (赤字が改正部分)	<p>規約記載事項欄の項目名</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>他制度(他のDB、存続厚年基金、DC、企年連)へ脱退一時金相当額の移換を行う場合における当該脱退一時金相当額の移換に関する事項及び他制度 から脱退一時金相当額等(脱退一時金、積立金、個人別管理資産、年金給付等積立金)の移換を受ける場合における当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>他制度(他のDB、存続厚年基金、DC、企年連)へ脱退一時金相当額の移換を行う場合における当該脱退一時金相当額の移換に関する事項及び他制度 (DCを除く) から脱退一時金相当額等(脱退一時金、積立金、年金給付等積立金)の移換を受ける場合における当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項</p>
3-11-(4) (赤字が改正部分)	<p>加入者期間の計算に関する特例</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>他制度 から脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間の全部又は一部を当該者の加入者期間に算入するものであること。</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>他制度 (DCを除く) から脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、当該脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間の全部又は一部を当該者の加入者期間に算入するものであること。</p>
3-11-(5) (赤字が改正部分)	<p>一時金の額に関する特例</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>他制度 から移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者に支給する一時金の額は、規約で定める方法により計算した額又は移換を受けた脱退一時金相当額等の額(リスク分担型企業年金の場合は調整率等を乗じた額)のいずれか高い額であること。</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>他制度 (DCを除く) から移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者に支給する一時金の額は、規約で定める方法により計算した額又は移換を受けた脱退一時金相当額等の額(リスク分担型企業年金の場合は調整率等を乗じた額)のいずれか高い額であること。</p>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容								
承認認可通知別紙1 3-11-(6) (赤字が改正部分)	脱退一時金の支給の特例								
	改正後	改正前							
	他制度 から移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者が、その加入者の資格を喪失した場合において、脱退一時金の支給要件を満たさない場合にあつては、移換を受けた脱退一時金相当額等の額(リスク分担型企業年金の場合は調整率等を乗じた額)を支給すること。	他制度(DCを除く)から移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者が、その加入者の資格を喪失した場合において、脱退一時金の支給要件を満たさない場合にあつては、移換を受けた脱退一時金相当額等の額(リスク分担型企業年金の場合は調整率等を乗じた額)を支給すること。							
様式C6-ア、イの4 様式E4の4	年金通算状況(以下を追加)								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%;">移換元</th> <th style="width: 40%;">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">個人別管理資産</td> <td style="text-align: center;">企業型DC</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個人型DC</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			移換元	件数	個人別管理資産	企業型DC		個人型DC
	移換元	件数							
個人別管理資産	企業型DC								
	個人型DC								
年金通算措置事務取扱準則別紙第2-2-(1)-② (赤字が改正部分)	移換申出期限及び当該申出の手続								
	改正後	改正前							
	移換申出の手続は、資格取得者が移換元制度(厚年基金、DB、企業型DC、企年連、国基連)に対して行うこと。移換元制度に申し出る場合において、移換する意向がある者に対しては、資格取得制度の名称、資産管理運用機関名若しくは資産管理機関名、連絡先等、移換元制度が脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額、年金給付等積立金、積立金、個人別管理資産)を移換するために必要な事項について、当該資格取得者に情報を提供すること。	移換申出の手続は、資格取得者が移換元制度(厚年基金、DB、企年連)に対して行うこと。移換元制度に申し出る場合において、移換する意向がある者に対しては、資格取得制度の名称、資産管理運用機関名、連絡先等、移換元制度が脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額、年金給付等積立金、積立金)を移換するために必要な事項について、当該資格取得者に情報を提供すること。							

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
<p>年金通算措置事務取扱準則別紙第3-2</p> <p>(赤字が改正部分)</p>	<p>(脱退一時金相当額等の算定基礎期間について)の2</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>直前制度(厚年基金又はDB)から<u>他のDBの資産管理運用機関等</u>、DCの企業型記録関連運営管理機関等、<u>国基連</u>へ中途脱退者に係る脱退一時金相当額の算定基礎期間の開始日及び終了日を提出する場合(<u>直前制度が厚年基金の場合、DCへの移換に限る</u>)において、当該直前制度が、当該中途脱退者に係る従前制度(他の厚年基金、DB、<u>DC</u>)の<u>脱退一時金相当額等</u>の移換を受けていた場合であって、<u>当該脱退一時金相当額等の算定基礎期間(個人別管理資産の算定の基礎となった期間を含む。)</u>の開始日及び終了日の<u>確認が必要な場合</u>にあつては、従前制度における<u>脱退一時金相当額等</u>の算定基礎期間の開始日及び終了日は、当該中途脱退者が直前制度へ申し出、これを直前制度から<u>他のDBの資産管理運用機関等</u>、DCの企業型記録関連運営管理機関等、<u>国基連</u>へ提出すること。</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>直前制度(厚年基金又はDB)からDCの企業型記録関連運営管理機関等へ中途脱退者に係る脱退一時金相当額の算定基礎期間の開始日及び終了日を提出する場合において、当該直前制度が、当該中途脱退者に係る従前制度(他の厚年基金、DB)の<u>脱退一時金相当額</u>の移換を受けていた場合</p> <p style="text-align: center;">にあつては、従前制度における<u>脱退一時金相当額</u>の算定基礎期間の開始日及び終了日は、当該中途脱退者が直前制度へ申し出、これを直前制度からDCの企業型記録関連運営管理機関等へ提出すること。</p>
<p>第3-3</p>	<p>(脱退一時金相当額等の算定基礎期間について)の3(新設)</p> <p>DBがDCの企業型記録関連運営管理機関等又は国基連から個人別管理資産額の算定の基礎となった期間の開始月及び終了月の提出を受ける場合にあつては、DBは当該資格取得者に当該期間の開始日及び終了日の確認を行うことにより加入者期間を把握すること。</p>	
<p>【参考】DC規則第31条の2(注)</p>	<p>確定給付企業年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換の申出(新設)</p> <p>DC法の規定による個人別管理資産の移換の申出があつたときは、企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者であつた者に係る次に掲げる事項を記載した書類又は磁気ディスク等を、DBの事業主等に提出するものとする。</p> <p>二 個人別管理資産の額、その算定の基礎となった期間並びに当該期間の開始月及び終了月</p> <p>四 企業型年金加入者の資格の喪失の年月日</p>	

(注)DC規則第59条第3項は、DC規則第31条の2を準用しているため、個人型年金加入者も同様の取扱いです。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
年金通算措置事務 取扱準則別紙 第5-1 （赤字が改正部分）	(その他)の1	
	改正後 厚年基金又はDBが他の 企業年金制度 （厚年基金、DB、 企業型DC ）、 企年連 、 国基連 から脱退一時金相当額等の移換を受ける旨を規約に定める場合は、移換元制度を特定すること又は包括的に定めることのどちらでも差し支えないこと。特定する場合において、あらかじめその基準が明確になっている場合であって合理的である場合に限り、移換元制度に 脱退一時金相当額等がある者 のうち一部の者のみの移換を受けることとすることも可能であること。	改正前 厚年基金又はDBが他の厚年基金、DB、 企年連 から脱退一時金相当額等の移換を受ける旨を規約に定める場合は、移換元制度を特定すること又は包括的に定めることのどちらでも差し支えないこと。特定する場合において、あらかじめその基準が明確になっている場合であって合理的である場合に限り、移換元制度の 中途脱退者 のうち一部の者のみの移換を受けることとすることも可能であること。
第5-2 （赤字が改正部分）	(その他)の2	
	改正後 次に掲げる場合にあつては移換元制度から支給が行われること。 (1)脱退一時金相当額等の移換を終了しない間に、中途脱退者 (DCの資格喪失者を含む。(2)において同じ。) 又は中途脱退者等が死亡した場合 (2) 脱退一時金相当額等 の移換を終了しない間に、中途脱退者が再び移換元制度の加入員又は加入者の資格を取得した場合	改正前 次に掲げる場合にあつては移換元制度から支給が行われること。 (1)脱退一時金相当額等の移換を終了しない間に、中途脱退者又は中途脱退者等が死亡した場合 (2) 脱退一時金相当額、年金給付等積立金 の移換を終了しない間に、中途脱退者が再び移換元制度の加入員又は加入者の資格を取得した場合

【補足資料】

平成28年7月1日施行分の振り返り

- ①実施事業所の減少の特例
- ②権利義務移転・承継に係る手続きの緩和

・DC法等の一部を改正する法律は、公布日（平成28年6月3日）以降、順次施行され、平成30年5月1日に全てが施行されました
・以下では、この法律の平成28年7月1日施行内容のうち、詳細版①に記載していない上記2点につき、ご参考までに補足します

- ◆法令改正により、DBを継続することが困難な事業所を、当該事業主・労働組合等の同意なしに厚生労働大臣の承認・認可を得て、減少させることが可能です(実施事業所の減少の“特例”を新設)
- ◆実施事業所の減少の特例を実施する場合は、以下の対応が必要です
 - (1)DB規約の変更
 - (2)厚生労働大臣の承認・認可

(1)DB規約の変更

- ・実施事業所の減少の特例を実施するためには、遅くとも1年超前にDB規約の変更(条項の追加)が必要(承認・認可の要件を満たすためには、DB規約変更後から1年超の掛金納付状況の確認が必要なため)
- ・追加条項は「実施事業所の減少の特例」

(2)厚生労働大臣の承認・認可

- ・厚生労働大臣の承認・認可に必要な要件は
 - ①減少させようとする実施事業所がDB継続困難と認められること
 - ②＜基金型の場合＞実施事業所の減少後で加入者数が300人以上見込まれること
 - ③減少に伴い他の実施事業所の掛金が増加する場合は、増加する額を一括拠出する旨を規約に定めていること

※実施事業所の減少の特例での略号

実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意＝労働組合等の同意

○減少実施事業所の事業主及び労働組合等の同意が不要な実施事業所の減少の特例を新設

減少実施事業所の事業主及び労働組合等の同意が必要な通常の実施事業所の減少とは別に設定されました

実施事業所の減少の特例(新設)

次の要件を満たす場合は、厚生労働大臣の承認・認可(注1)を得て、実施事業所を減少させることが可能

- ①減少させようとする実施事業所がDB継続困難と認められること(注2)
- ②DB基金の場合は、実施事業所の減少後で加入者数が300人以上見込まれること
- ③実施事業所の減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加する場合は、当該減少に係る実施事業所の事業主が、当該増加する額に相当する額を、掛金として一括して拠出する旨を規約に定めていること

(注1)承認・認可申請に必要な手続要件

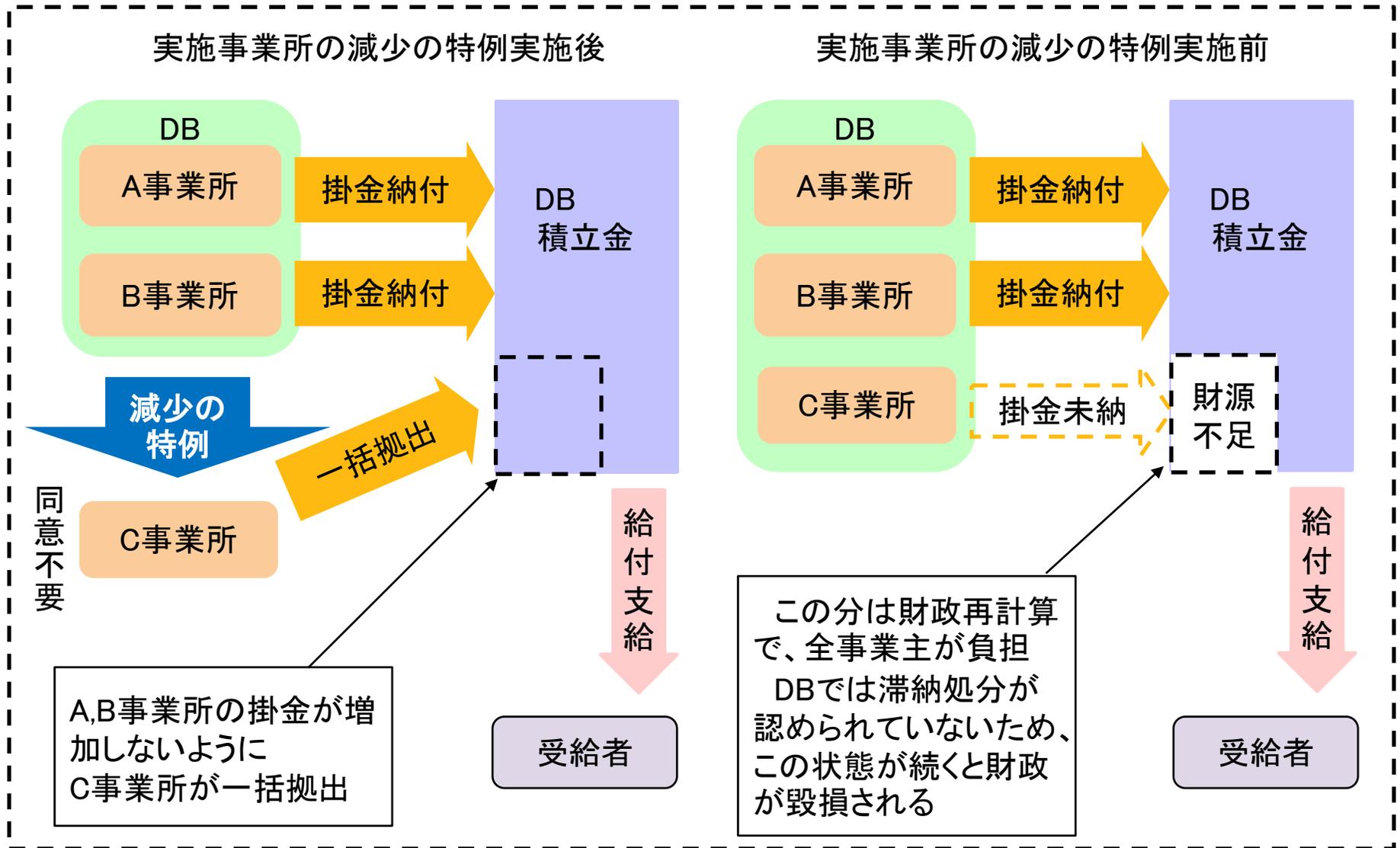
- ＜規約型の場合＞減少させようとする実施事業所以外の各実施事業所の労働組合等の同意
全ての事業主が各実施事業所の掛金の納付状況を定期的に確認できる措置を講じておくこと
- ＜基金型の場合＞代議員の定数の4分の3以上の多数による議決

(注2)「DB継続困難と認められる」とは、実施事業所の減少の特例の規定を規約に定めた日以後に、減少させようとする実施事業所の事業主が1年分に相当する額(当該事業主の責に帰すことができない事由による期間分の額を除く)を超えて掛金の納付を怠ったこと

実施事業所を減少させようとする場合には、掛金の納付を怠った理由について弁明の機会を与えなければならない

実施事業所の減少の特例(平成28年7月1日施行)

実施事業所の減少の特例実施による財政状況回復のイメージ図



(1) 実施事業所の減少の特例に関する規約例

規約型の場合の例

(実施事業所の減少の特例)

- 第〇〇条の2 本制度の実施事業所の事業主は、一の事業主の実施事業所の全てを減少させようとする場合であって、当該減少させようとする実施事業所(以下「特例減少事業所」という。)の事業主が、1年分に相当する額(当該事業主がその責に帰することができない事由により掛金を納付する期間がある場合にあつては、当該期間に係る掛金額に相当する額を除く。)を超えて掛金の納付を怠った場合には、厚生労働大臣の承認を受けて、当該実施事業所を減少させることができる。
- 2 前項の規定により特例減少事業所を減少させようとする場合にあつては、特例減少事業所以外の実施事業所の事業主は、特例減少事業所の事業主に弁明の機会を与えるものとする。
- 3 第1項の規定により特例減少事業所を減少させることに伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなる場合にあつては、当該特例減少事業所の事業主は、前条^(注)の規定により算定した額を、掛金として一括して拠出する。
- 4 第1項に規定する承認の申請は、特例減少事業所以外の実施事業所の労働組合等の同意(法第74条第2項に規定する労働組合等の同意をいう。)を各実施事業所について得て行う。
- 5 本制度の実施事業所の事業主の全ては、他の実施事業所の事業主に対し、掛金の納付状況を、年に1回以上開示しなければならない。

基金型の場合の例

(実施事業所の減少の特例)

- 第△△△条の2 基金は、次の各号に掲げる要件を満たすときは、厚生労働大臣の認可を受けて、実施事業所を減少させることができる。
- (1) 減少させようとする実施事業所(以下「特例減少事業所」という。)の事業主が1年分に相当する額(当該事業主がその責に帰することができない事由により掛金を納付する期間がある場合にあつては、当該期間に係る掛金額に相当する額を除く。)を超えて掛金の納付を怠ったこと。
- (2) 基金の加入者の数が、特例減少事業所を減少させた後においても、令第6条に規定する数以上であるか、又は当該数以上となることが見込まれること。
- 2 前項の規定により特例減少事業所を減少させる場合にあつては、基金は、特例減少事業所の事業主に弁明の機会を与えるものとする。
- 3 第1項の規定による特例減少事業所の減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなる場合にあつては、当該特例減少事業所の事業主は、前条^(注)の規定により算定した額を、掛金として一括して拠出する。
- 4 第1項に規定する認可の申請は、代議員会における代議員の定数の4分の3以上の多数による議決を経て行う。

(注)前条は、「実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出」を規定した条項の前提

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB法 第78条の2	<p>DBを実施している事業主が2以上である場合等の実施事業所の減少の特例(新設)</p> <p>DBを実施している事業主が2以上である場合又はDB基金が2以上の事業主により設立された場合において、事業主等が1の事業主の実施事業所の全てを減少させようとする場合であって次に掲げる要件を満たすときは、厚生労働大臣の承認・認可を受けて、当該実施事業所を減少させることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 減少させようとする実施事業所の事業主がDBを継続することが困難であると認められること 二 DB基金の場合は、加入者数が実施事業所を減少させた後においても、300人以上である(又はことが見込まれる)こと 三 実施事業所の減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加する場合は、当該減少実施事業所の事業主が、当該増加する額に相当する額として規約により算定した額を、掛金として一括して拠出する旨を規約に定めていること 	
DB令 第48条の2	<p>実施事業所の減少の特例に関し必要な事項(新設)</p> <p>規約型の場合:承認申請は、減少実施事業所以外の各実施事業所の労働組合等の同意を得て行わなければならない</p> <p>基金型の場合:認可申請は、代議員会における代議員定数の4分の3以上の多数による議決を経て行わなければならない</p>	
DB規則 第7条 (赤字が追加部分)	<p>規約の軽微な変更等(次の号を追加)^(注)</p> <p>DB法第6条第1項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。</p> <p>七 法第78条の2の規定による実施事業所の減少に伴う変更に係る事項</p> <p>2 DB法第7条第2項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。</p> <p>四 前項第7号に掲げる事項</p>	
第15条 (赤字が改正部分)	<p>DB基金の規約の軽微な変更^(注)</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>DB法第16条第1項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。</p> <p>三 第7条第1項第2号、第4号から第9号まで、第11号及び第12号並びに前条に掲げる事項</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>DB法第16条第1項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。</p> <p>三 第7条第1項第2号、第4号から第8号まで、第10号及び第11号並びに前条に掲げる事項</p>

(注)実施事業所の減少の特例を適用して実施事業所を減少させる規約変更は、届出で、規約型は労働組合等の同意不要となります(実施事業所の減少の特例の承認申請のための労働組合等の同意は必要)。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
<p>DB規則 第88条の3</p>	<p>実施事業所の減少の特例を適用する場合の手続等（新設）</p> <p>DB法第78条の2第1号のDBを継続することが困難であると認められることは、実施事業所の減少の特例に関する事項を規約に定めた日以後に、減少実施事業所の事業主が1年分に相当する額（当該事業主がその責に帰することができない事由により掛金を納付することができない期間に係る掛金に相当する額を除く。）を超えて掛金の納付を怠ったこととする。</p> <p>2 事業主等は、実施事業所の減少の特例により実施事業所を減少させようとする場合には、当該実施事業所の事業主に對し、掛金の納付を怠った理由について弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>3 実施事業所の減少の特例の承認・認可の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 規約型の場合は、DB令第48条の2第1項の同意を得たことを証する書類 二 第2項の弁明の内容を記載した書類 三 減少させようとする事業主の掛金の納付状況を示した書類 四 前三号に掲げるもののほか、承認・認可に当たって必要な書類 <p>4 規約型の場合は、代表の実施事業所の事業主が申請を行う。</p> <p>5 通常の実施事業所の減少の場合の一括拠出額の計算方法の規定は、DB法第78条の2第3号の一括拠出額の計算方法について準用する。</p>
<p>承認認可通知 別紙1 1-2 2-3</p>	<p>実施事業所の減少の特例に関する事項（追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DB法第78条の2の規定に基づき、実施事業所を減少させることができる旨を定める場合には、以下の事項を定めること <ul style="list-style-type: none"> ① 実施事業所を減少させるための要件 ② 実施事業所の減少に伴い他の実施事業所の掛金が増加する場合に、当該増加する額に相当する額を減少する事業所の事業主が掛金として一括拠出する旨 ③ ②の一括拠出額の算定方法 ④ 実施事業所を減少させる場合の手続 ・①の要件は、実施事業所の減少の特例に関する事項を規約で定めた場合であって、当該事項を規約に定めた日以後に減少させようとする実施事業所の事業主が1年分に相当する額（当該事業主がその責に帰することができない事由により掛金を納付することができない期間がある場合にあつては、当該期間に係る掛金額に相当する額を除く。）を超えて掛金の納付を怠った場合としなければならないこと。（この場合における納付を怠った額は1年分を超える額を設定することができる。） ・規約型の場合は、④の手続として、全ての事業主が各実施事業所の掛金の納付状況を定期的に確認できる措置を講じておくこと。

該当法令	改正内容
承認認可通知 別紙3 申請書類一覧	<p>実施事業所の減少の特例に関する承認・認可申請書類(追加)</p> <p><規約型></p> <ul style="list-style-type: none"> ①規約型実施事業所の減少に関する承認申請書(様式A10) ②減少させようとする実施事業所以外の各実施事業所の労働組合等の同意書 ③掛金の納付を怠った理由についての弁明の内容を記載した書類 減少させようとする事業主から弁明がなかった場合は、弁明の機会を与えたことを証する書類 ④減少させようとする事業主の掛金の納付状況を示した書類 減少させようとする実施事業所の事業主が、規約に定める実施事業所減少の特例の要件に該当することが確認できる書類(実施事業所の減少の特例に関する事項を定めた規約を含む)の添付が必要 ⑤その他必要な書類 労働組合の現況に関する又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書 <p><基金型></p> <ul style="list-style-type: none"> ①企業年金基金実施事業所の減少に関する認可申請書(様式B10) ②加入者となる者の数を示した書類 ③掛金の納付を怠った理由についての弁明の内容を記載した書類 減少させようとする事業主から弁明がなかった場合は、弁明の機会を与えたことを証する書類 ④減少させようとする事業主の掛金の納付状況を示した書類 減少させようとする実施事業所の事業主が、規約に定める実施事業所減少の特例の要件に該当することが確認できる書類(実施事業所の減少の特例に関する事項を定めた規約を含む)の添付が必要 ⑤代議員会会議録の謄本又は抄本 ⑥その他必要な書類

- ◆法令改正により、DB間で権利義務の移転・承継を行う際、対象の加入者の同意を得た場合は、厚生労働大臣の承認・認可を受けずに移転・承継を申し出ることが可能です
- ◆承認・認可が不要な権利義務の移転・承継を実施する場合は、以下の対応が必要です
 - (1)DB規約の変更
 - (2)権利義務の移転・承継の対象となる加入者等の同意

(1)DB規約の変更

- ・承認・認可が不要な権利義務の移転・承継を実施するためには、DB規約の変更が必要
(権利義務の移転・承継の条項がない場合は、承認・認可が不要な権利義務の移転・承継の条項を追加)
- ・該当箇所(追加条項)は「他の確定給付企業年金への給付の支給に関する権利義務の移転」(移転側)、「他の確定給付企業年金からの給付の支給に関する権利義務の承継」(承継側)

(2)権利義務の移転・承継を行う加入者等の同意

- ・承認・認可が不要な権利義務の移転・承継を実施する場合には、権利義務の移転・承継の対象となる加入者等の同意が必要

権利義務移転・承継に係る手続きの緩和での略号

承継DBの事業主等＝承継事業主等

移転DBの実施事業所に使用される移転DBの加入者の一部＝一部移転加入者

○厚生労働大臣の承認・認可が不要な他のDBへの権利義務の移転・承継を追加

権利義務の移転・承継について、「承認等が必要な手続」に「承認等が不要な手続」が追加されました

改正後	改正前
<p>DBの事業主等が、他のDBの加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転・承継を行う場合には、厚生労働大臣の承認・認可が必要。^(注1)</p> <p><u>権利義務の移転・承継を行う加入者等の同意を得た場合には、厚生労働大臣の承認・認可を受けずに、当該同意を得た加入者等の権利義務の移転・承継が可能。</u>^(注2)</p>	<p>DBの事業主等が、他のDBの加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転・承継を行う場合には、厚生労働大臣の承認・認可が必要。</p>

(注1)他のDBの加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した後、当該承継した給付の内容を変更する場合(給付の内容の変更の方法があらかじめ規約に定められている場合に限る。)には、規約の変更を行う必要があるが、権利義務の承継の承認・認可申請書類に、規約の変更に必要となる書類を添付することで、権利義務承継に係る申請と規約変更に係る申請の一体的な申請が可能

(注2)厚生労働大臣の承認・認可を受けずに、権利義務を承継した後に、当該承継した給付の内容を変更する場合は、規約に給付内容の変更の方法があらかじめ定められていたとしても、別途規約の変更が必要

(1)–1 法令改正に伴うDB規約例(規約型の例)

新 設

第3節 給付の支給に関する権利義務の移転

(他の確定給付企業年金への給付の支給に関する権利義務の移転)

第〇〇条 本制度の事業主は、本制度の加入者が、当該加入者の資格を喪失した日の翌日に次の表に掲げる他の確定給付企業年金(以下この条において「承継確定給付企業年金」という。)の加入者となるときは、**[厚生労働大臣の承認を受けて、]**^(注1)同日に、当該加入者に係る給付の支給に関する権利義務を承継確定給付企業年金に移転する。

事業主名	規約承認番号
〇〇〇〇株式会社	△規第XXXXXX号

2 前項の規定により給付の支給に関する権利義務を移転する場合には、本制度の資産管理運用機関は、当該権利義務の移転があった日以後△ヵ月以内に、承継確定給付企業年金の資産管理運用機関等に次の第1号に掲げる額に第2号に掲げる率を乗じて得た額を移換する。

- 一 加入者の資格を喪失した日における本制度の積立金
- 二 加入者の資格を喪失した日の直前の事業年度末日(加入者の資格を喪失した日が事業年度の末日から4ヵ月を経過していない場合にあっては、直近の財政計算の基準日)における当該加入者に係る数理債務の額を本制度における数理債務の額で除して得た率^(注2)

3 第1項の規定により給付の支給に関する権利義務の移転を行った加入者については、本制度による給付の支給は行わない。

(注1) DB法第79条第2項のただし書きにより(厚生労働大臣の承認・認可が不要な)権利義務の移転を行う場合には、不要

(注2) 按分率を数理債務の額を基準として算出する場合の例

(1)－2法令改正に伴うDB規約例(規約型の例)

新 設

第4節 給付の支給に関する権利義務の承継

(他の確定給付企業年金からの給付の支給に関する権利義務の承継)

第〇〇条 本制度の事業主は、次の表に掲げる他の確定給付企業年金(以下この条において「移転確定給付企業年金」という。)の加入者が、当該移転確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日の翌日(以下この条において「基準日」という。)に本制度の加入者となるときは、**[厚生労働大臣の承認を受けて、]**^(注1)同日に、当該加入者の給付の支給に関する権利義務を移転確定給付企業年金から承継する。

事業主名	規約承認番号
〇〇〇〇株式会社	△規第XXXXXX号

- 前項の規定により給付の支給に関する権利義務が承継される場合には、本制度の資産管理運用機関は、移転確定給付企業年金の資産管理運用機関等から当該加入者に係る積立金の移換を受ける。
- 第1項の規定により移転確定給付企業年金から給付の支給に関する権利義務が承継された加入者(以下この条において「承継加入者」という。)の本制度の加入者の資格取得の時期は、第4条^(注2)の規定にかかわらず、基準日とする。
- 承継加入者に係る加入者期間は、第6条^(注3)の規定にかかわらず、本制度に係る加入者期間と移転確定給付企業年金における加入者期間とを合算した期間とする。

(注1) DB法第79条第2項のただし書きにより(厚生労働大臣の承認・認可が不要な)権利義務の承継を行う場合には、不要

(注2) 資格取得の時期を規定している条数

(注3) 加入者期間を規定している条数

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
<p>DB法 第79条</p> <p>(赤字が改正部分)</p>	<p>実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の他のDBへの移転</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>移転事業主等は、移転DBの実施事業所(政令で定める場合にあつては、実施事業所の一部。以下この項において同じ。)が承継DBの実施事業所となっているとき、又は実施事業所となるときは、厚生労働大臣の承認・認可を受けて、承継事業主等に、当該実施事業所に使用される移転DBの加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。<u>ただし、当該加入者等の同意を得た場合には、厚生労働大臣の承認・認可を受けずに、当該同意を得た加入者等に係る当該権利義務の移転を申し出ることができる。</u></p> <p>2 承継事業主等は、前項<u>本文の規定による</u>申出があつたときは厚生労働大臣の承認・認可を受けて、同項<u>本文</u>の権利義務を承継し、<u>同項ただし書の規定による申出があつたときは移転DBの加入者等の同意を得て、同項ただし書の権利義務を承継</u>することができる。</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>移転事業主等は、移転DBの実施事業所(政令で定める場合にあつては、実施事業所の一部。以下この項において同じ。)が承継DBの実施事業所となっているとき、又は実施事業所となるときは、厚生労働大臣の承認・認可を受けて、承継事業主等に、当該実施事業所に使用される移転DBの加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ることができる。</p> <p>2 承継事業主等は、前項<u>の</u>申出があつたときは厚生労働大臣の承認・認可を受けて、同項<u>の</u>権利義務を承継 することができる。</p>
<p>【参考】 DB令 第49条</p>	<p>実施事業所の一部について行う給付の支給に関する権利義務の移転</p> <p>DB法第79条第1項の政令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>二 DB法第79条第1項に規定する移転DB及び承継DBの規約において、あらかじめ、一部移転加入者に係る給付の支給に関する権利義務を承継DBの事業主等が承継することを定める場合(一部移転加入者が承継DBの実施事業所に使用されることとなったことにより、移転DBの実施事業所に使用されなくなったときに、当該一部移転加入者の同意を得て当該権利義務の承継を行う場合に限る。)</p>	

(注)「DB令第49条第2号に定める一部移転加入者の同意」をもって、「DB法第79条第1項ただし書きに定める同意」に代えることができます。

該当法令	改正内容
承認認可通知別紙3 申請書類一覧 (申請にあたっての注意事項)	<p>注21(追加)</p> <p>他のDBの権利義務を承継した後、当該承継した給付の内容を変更する場合(給付の内容の変更の方法があらかじめ規約に定められている場合に限る。)には、規約の変更を行う必要があるが、権利義務の承継の承認又は認可の申請書類に、規約の変更に必要な書類を添付することで、権利義務承継に係る申請と規約変更に係る申請を一体的に申請できること。</p> <p>ただし、DB法第79条第1項ただし書の規定により厚生労働大臣の承認又は認可を受けずに他のDBの権利義務を承継した後、当該承継した給付の設計を変更する場合には、給付の内容の変更の方法があらかじめ規約に定められている場合であっても、別途規約の変更の手続が必要であること。</p>

- ・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
- ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。
- ・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社 総合法人業務部 団体年金コンサルティング室

TEL : 03 - 3283 - 9094